

第3期南国市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表

現 行				改 正 案			
第4章 事業計画 略				第4章 事業計画 略			
事業区分		教育・保育 提供区域	考え方	事業区分		教育・保育 提供区域	考え方
略	略	略	略	略	略	略	略
地域・子育て支援事業	乳幼児等通園支援事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。	地域・子育て支援事業	乳幼児等通園支援事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	--(新設)--	--(新設)--	--(新設)--		<u>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</u>	<u>市内全域</u>	<u>利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。</u>
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 略 (1) 利用者支援事業 事業の概要				3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 略 (1) 利用者支援事業 事業の概要			
こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て				こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て			

支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。

-----。

提供体制・確保方策

◇切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型及びこども家庭センター型-----で、引き続き事業の充実に努めます。

◇基本型については、施設訪問等を通じて情報収集に努め、相談に対する助言や窓口への同行といった子育てに関する支援を行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。

◇こども家庭センター型については、児童福祉（虐待対応を含む）担当と母子保健担当の配置により、それぞれの専門性に応じた業務を実施しつつ、適切に連携・協力しながら妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。

（新設）

(19) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

略

（新設）

支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」、また令和7年度からはさらに出産に向けた切れ目ない支援を強化するため「妊婦等包括相談支援事業型」（P66 参照）を実施しております。

提供体制・確保方策

◇切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型及びこども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型で、引き続き事業の充実に努めます。

◇基本型については、施設訪問等を通じて情報収集に努め、相談に対する助言や窓口への同行といった子育てに関する支援を行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。

◇こども家庭センター型については、児童福祉（虐待対応を含む）担当と母子保健担当の配置により、それぞれの専門性に応じた業務を実施しつつ、適切に連携・協力しながら妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。

◇妊婦等包括相談支援事業型については、P66 参照

(19) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

略

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

提供体制・確保方策

（量の見込みと確保方策）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みと確保方策	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携を図る取組等を実施します。				

第5章 基本政策の推進
略

施策	概要	担当課
略	略	略
要保護児童対策地域協議会の機能強化	社会状況の変化に応じ、地域での児童の見守り体制強化のため、必要と思われる団体を要保護児童対策地域協議会の構成員として登録していきます。 -----	こども家庭センター

第5章 基本政策の推進
略

施策	概要	担当課
略	略	略
要保護児童対策地域協議会の機能強化	社会状況の変化に応じ、地域での児童の見守り体制強化のため、必要と思われる団体を要保護児童対策地域協議会の構成員として登録していきます。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事	こども家庭センター

	----- ----- -----			業により、要保護児童対策地域協議会の機能強化、地域の関連機関との連携強化を図ります。	